

## 平成29年度第11回総会（月例）議事録

日 時	平成30年2月28日（水） 午前10時開会																										
場 所	みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室																										
出席委員 （18名）	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">上入来 幸一（会長）</td> <td style="width: 50%;">松下 清美（会長代理）</td> </tr> <tr> <td>有村 伊智博</td> <td>岩元 節朗</td> </tr> <tr> <td>園山 一則</td> <td>弟子丸 宗一</td> </tr> <tr> <td>永尾 寛</td> <td>中村 秀彦</td> </tr> <tr> <td>外園 義興</td> <td>堀之内 薫</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上四元 正昭</td> </tr> <tr> <td></td> <td>堂免 修</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鳩宿 隆雄</td> </tr> <tr> <td></td> <td>村山 利清</td> </tr> <tr> <td></td> <td>仮屋 幸孝</td> </tr> <tr> <td></td> <td>豊留 辰男</td> </tr> <tr> <td></td> <td>福永 大悟</td> </tr> <tr> <td></td> <td>脇田 サトエ</td> </tr> </table>	上入来 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）	有村 伊智博	岩元 節朗	園山 一則	弟子丸 宗一	永尾 寛	中村 秀彦	外園 義興	堀之内 薫		上四元 正昭		堂免 修		鳩宿 隆雄		村山 利清		仮屋 幸孝		豊留 辰男		福永 大悟		脇田 サトエ
上入来 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）																										
有村 伊智博	岩元 節朗																										
園山 一則	弟子丸 宗一																										
永尾 寛	中村 秀彦																										
外園 義興	堀之内 薫																										
	上四元 正昭																										
	堂免 修																										
	鳩宿 隆雄																										
	村山 利清																										
	仮屋 幸孝																										
	豊留 辰男																										
	福永 大悟																										
	脇田 サトエ																										
欠席委員 （1名）	横峯 明人																										
事務局	<p>事務局長 馬場</p> <p>主 幹 永野</p> <p>支局主任 引地、小山田、大小田、吉永、中村、溝川、今吉、陣ヶ尾</p> <p>専門員 橋口、徳永、内田、有田</p> <p>主 査 栗須、内村、大久保、上原、河野、二俣、原口、水盛</p> <p>主 任 松元</p>																										
農政総務課	主 査 村田、浜田																										
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地法第3条許可申請に関する件</li> <li>2 農地転用事業計画変更申請に関する件</li> <li>3 農地法第4条許可申請に関する件</li> <li>4 農地法第5条許可申請に関する件</li> <li>5 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件</li> <li>6 非農地認定に関する件</li> <li>7 農用利用変更届出に関する件</li> <li>8 農用地利用集積計画に関する件</li> <li>9 相続税の納税猶予に関する件</li> <li>10 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件</li> <li>11 農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件</li> <li>12 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に係る承認申請に関する件</li> <li>13 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について</li> <li>14 平成31年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について</li> </ol>																										
報 告 事 項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 法務局から照会のあった農地等の現況について</li> <li>2 農地法第3条の3届出専決に関する報告について</li> <li>3 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について</li> </ol>																										

<p>議 長</p>	<p>開 会（午前10時）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、平成29年度第11回総会を開催いたします。</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。 19人中18人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>なお、欠席届が、横峯委員から出されています。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、仮屋委員、村山委員をお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせします。 議題5.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」、議題8.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>

議 題	
<b>議題 1. 農地法第 3 条許可申請に関する件</b> <b>1 ページ～5 ページ 15 件</b>	
議 長	<p>それでは、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」を審議します。  まず、谷山、9 番委員お願いします。</p>
9 番 委 員	<p>ご報告します。  番号 1 号、譲受理由：規模拡大、譲渡理由：相手要望、権利の種別の内容：所有権移転、売買。  番号 2 号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。  番号 3 号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。  以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、4 番委員お願いします。</p>
4 番 委 員	<p>ご報告します。  番号 4 号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。  番号 5 号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。  番号 6 号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。  以上です。</p>
議 長	<p>次に、喜入、8 番委員お願いします。</p>
8 番 委 員	<p>ご報告します。  番号 7 号、規模拡大、農業廃止、所有権移転、売買。  番号 8 号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。  番号 9 号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。  番号 10 号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。  番号 11 号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。  番号 12 号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。  番号 13 号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。  以上です。</p>
議 長	<p>次に、松元、15 番委員お願いします。</p>
15 番 委 員	<p>ご報告します。  番号 14 号、新規就農、相手要望、所有権移転、売買。  番号 15 号、新規就農、相手要望、所有権移転、売買。  以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」15件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<b>議題2. 農地転用事業計画変更申請に関する件</b> <b>6ページ 1件</b>	
議 長	<p>次に、議題2.「農地転用事業計画変更申請に関する件」を審議します。</p> <p>議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」谷山の番号1号の案件が、この事業計画に関連するので併せて、審議していただききたいと思います。</p> <p>それでは、谷山、9番委員お願いします。</p>
9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、許可日：平成28年9月26日、許可番号：農委第2825号4、権利の種別：農地法第5条事業計画変更、所有権移転、売買、変更後の事業計画：貸駐車場、変更前の事業計画：店舗等。店舗計画を断念し、貸駐車場へ事業変更、別件4条番号1同時申請。</p> <p>この件につきましては、7ページ、4条許可申請番号1と関連がありますので、併せて読み上げます。</p> <p>番号1号、転用目的・施設等：駐車場、貸駐車場499.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…雑種地、西・南…国道、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>以上の件につきまして、事務局より補足説明をします。</p>

<p>谷 山 支 局</p>	<p>5条事業計画変更申請及び4条許可申請について、関連がございますので図面により合わせてご説明いたします。(図面掲示)</p> <p>まず、申請地の位置関係でございますが、産業道路から国道226号線を喜入方向に向かって、日本赤十字病院を過ぎ、平川小学校の手前で県道23号線(通称川辺峠)と分岐する三叉路の海側に在り、直線距離で約180m先には、JR平川駅がある3種300m以内農地です。</p> <p>最初に事業計画変更についてですが、申請者は、福岡市に本店を置く法人で、不動産の賃貸・管理業及び飲食店業を主な業務としておりますが、平成28年5月に、桜島から大隅半島を一望できる景観を売りとして、申請地に店舗(寿司店)の開設を計画し、農地の一部291㎡と隣接する宅地(208㎡)を一体利用した総面積499㎡で5条転用許可申請がなされ、同年9月に許可書が交付されております。その後、東側錦江湾方向にある雑種地の雑木伐採など周辺環境の整理に着手する中、法面部分は現状を活かす方向で予定していたところ、自然法面の土質等の状態が悪く全面的補強工事に相当な追加経費が見込まれる共に、基礎の根入れや擁壁の傾きを大きくするなどの施工基準から、建物建築予定地まで法面が食い込んでくる計算になり、当初計画の面積が不足する状況となりました。</p> <p>また、申請地の北東側に桜島がありますが、その眼前一帯には孟宗竹林が広がっており、見晴を良くするため地権者に伐採協力をお願いしたものの、理解を得られず眺望の確保も見込めない状況にあります。</p> <p>この様なことから、当初の転用目的を達成するためには、更に多額の追加経費を必要とし、加えて十分な景観確保も困難で、集客も期待できない状況のため、店舗の開設を断念し、需要のある貸駐車場として、現在、許可を受けている用地の、面積・区域・事業者はそのまま、事業計画変更の許可申請がなされたものです。</p> <p>続きまして、4条許可申請書についてご説明いたします。</p> <p>申請者は、事業計画変更でご説明した農地の一部と一体利用する宅地について、いずれも取得し移転登記済みであることから、前回の5条申請から転じて、改めて4条許可申請により、貸駐車場として整備した後、自動車販売会社に一括して賃貸借しようとするものです。</p> <p>なお、貸駐車場の整備に際しましては、追加の法面工事や景観の確保を必要とせず、取得資産の活用が可能となり、利用希望の需要もあることから、転用は確実に行われるものと思われまます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
----------------	---

議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条番号1号の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地転用事業計画変更申請に関する件」1件につきましては、原案どおり承認するものと決定いたします。</p> <p>また、議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」番号1号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<b>議題3. 農地法第4条許可申請に関する件</b> <b>7ページ～9ページ 3件</b>	
議 長	<p>次に、議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>議題7.「農地利用変更届出に関する件」喜入の番号1号の案件が、この第4条許可申請に関連するので併せて、審議していただききたいと思います。</p> <p>また、先ほど谷山の1件につきましては、議題2.「農地転用事業計画変更申請に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の2件について審議していただききたいと思います。</p> <p>まず、吉田、14番委員お願いします。</p>
14番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、転用目的・施設等：植林、クヌギ200本、周囲の状況及び被害防除計画：東・南・北…水路、西…里道、他人田、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、喜入、8番委員お願いします。</p>
8番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号3号、通路、通路133.00㎡、東…別件農変申請地、西…他人田、南…市道、北…水路、境界…コンクリート擁壁、雨水…市道側溝。</p> <p>続きまして、28ページをお開きください。</p> <p>番号1号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため、盛土をして畑として利便性を高める。工事開始日：平成30年3月20日、工事終了日：平成30年9月30日、周囲の状態：東…宅地、西…別件4条申請地、南…市道、北…水路、境界…コンクリート擁壁、作物…野菜、高さ…1.0m、搬入土…シラス、黒土。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」2件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>また、議題7.「農地利用変更届出に関する件」番号1号につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>
<b>議題4. 農地法第5条許可申請に関する件</b> <b>10ページ～18ページ 24件</b>	
議 長	<p>次に、議題4「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、本庁、16番委員お願いします。</p>
16番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、権利の種別：所有権移転、売買、転用目的・施設等：駐車場、駐車場435.00㎡、転回場等524.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…原野、西…市道、南…宅地、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、谷山、9番委員お願いします。</p>
9番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、所有権移転、売買、車両置場、車両置場1, 406.00㎡、東…宅地、西・南…雑種地、北…里道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>番号3号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟95.64㎡、庭敷地等403.36㎡、東・南…他人畑、西…市道、北…渡人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>番号4号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟174.00㎡、道路15.37㎡、庭敷地等391.63㎡、東・南…他人田、西…市道、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>この件について、補足説明いたします。</p> <p>申請地は、西側の市道沿いを底辺とする三角地で、東側、西側の農地より1.5m程高くなっております。</p> <p>今回の転用に際して、道路後退部分15.37㎡を提供後も、基準面積の500㎡を約65㎡オーバーしております。この残地部分は、通路のない三角地奥の先端部にあたり、譲受人でなければ活用できないため、全筆を転用することもやむを得ないと判断したものです。</p> <p>なお、現地調査の際、既に盛土がなされていたことから、代理人を通じて始末書</p>

	<p>の提出を求め、農地法の許可なく今後このようなことがないように、指導いたしました。</p> <p>番号5号、所有権移転、売買、建売住宅、住家2棟88.44㎡、庭敷地等374.56㎡、東…宅地、西…他人田、南…里道、北…宅地、私道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号6号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟110.55㎡、庭敷地等241.45㎡、東・南…宅地、北…渡人畑、別件5条申請地、西…私道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号7号、所有権移転、売買、通路、通路40.00㎡、東…渡人畑、西…私道、南…別件5条申請地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>番号6と関連して、補足説明いたします。</p> <p>転用目的は、申請地奥の上記番号6に建築する住家1棟及び、譲渡人の畑に接続する通路として転用するものです。</p> <p>なお、番号6・7の両申請地は、平成29年12月27日開催した第9回総会において、番号6の譲受人への転用許可を決定し、同日付けで許可書を交付していましたが、その後、通路部分について譲渡人も転用行為者となり、持分を所有したいとの申し出がありましたことから、先の許可取り消しの受理に合わせて、今回改めて宅地部分と4条転用を包括した通路部分の許可申請が、同時に申請されたものです。</p> <p>番号8号、賃借権、設定、車両置場、車両置場201.00㎡、東…私道、西…雑種地、南…宅地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>番号9号、所有権移転、売買、建売住宅、住家2棟143.67㎡、庭敷地等352.33㎡、東…渡人田、西・北…市道、南…宅地、境界…コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号10号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟125.89㎡、庭敷地等150.11㎡、東…雑種地、西…宅地、南…市道、北…水路、境界…ブロック積、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、現地調査の際、既に盛土がなされていたことから、代理人を通じて始末書の提出を求め、農地法の許可なく今後このようなことがないように、指導いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、伊敷、4番委員お願いします。
4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号11号、使用貸借権、設定、一般住宅・通路、住家1棟107.99㎡、通路148.00㎡、庭敷地等237.01㎡、東…市道、西・南…宅地、北…貸人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号12号、所有権移転、贈与。</p> <p>番号11と一体利用の転用であることから、転用目的・施設等、周囲の状況及び被害防除計画につきましては、番号11と同様でございます。</p> <p>以上です。</p>

議 長	次に、吉野、17番委員お願いします。
17番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号13号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟147.40㎡、庭敷地等348.60㎡、東…市道、西…山林、宅地、南…山林、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>ただいまの番号13につきまして、補足してご説明申し上げます。</p> <p>申請地は、都市計画法に規定されている「風致地区」のうち、寺山風致地区の区域内にあります。</p> <p>「風致地区」とは、都市の風致を維持するために、緑豊かで良好な都市の風致が保全された地区でありまして、この地区内には、寺山公園、吉野公園、市立少年自然の家があります。</p> <p>この風致地区において、建物の建築を行う場合には、周辺の風致を維持するために、植栽等を行って、緑地部分の割合を20%以上確保することになっており、申請人はこの基準も満たしているところでございます。</p> <p>番号14号、所有権移転、売買、福祉施設、寄宿舍2棟450.20㎡、事務所1棟72.87㎡、駐車場等1,162.93㎡、東…他人畑、宅地、西…市道、南…宅地、北…市道、里道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号15号、所有権移転、売買、通路、通路54.99㎡、東・南・北…市道、西…渡人畑、里道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝。</p> <p>ただいまの番号14と番号15につきまして、補足してご説明申し上げます。</p> <p>譲受人は、昭和33年から、障害者支援施設を運営しており、知的障害者の日常生活全般を支援している社会福祉法人です。</p> <p>入所者の高齢化等に伴い、寄宿舍（いわゆる、グループホーム）を新たに建設することが必要となり、今回、福祉施設の建設を申請するもので、障害者が入所することから、平屋建てとなり、所要面積が広がっています。</p> <p>福祉施設の開発許可の条件として、接面道路の幅員が6メートル以上必要となることから、申請施設に面する市道を拡幅するため通路の転用を行う予定で、市道への移管について、道路管理課と協議済みです。</p> <p>番号16号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟122.14㎡、庭敷地等276.86㎡、東…私道、西・北…貸人畑、南…県道、境界…ブロック積、雨水…県道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号17号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟126.69㎡、庭敷地等324.31㎡、東…他人畑、西…里道、南…渡人畑、北…山林、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、14番委員お願いします。

1 4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号18号、所有権移転、売買、資材置場、資材置場283.00㎡、東…宅地、西・南…他人田、北…水路、境界…コンクリート擁壁、雨水…自然流下。</p> <p>この件について補足説明を申し上げます。</p> <p>申請地への進入路については、今回申請地と合わせて、取得した隣接する宅地を 通って利用します。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、8番委員お願いします。
8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号19号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟105.29㎡、庭敷地等420.71㎡、東…他人田、西…市道、南…宅地、他人田、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号20号、所有権移転、売買、駐車場、駐車場183.00㎡、転回場等465.00㎡、東・北…市道、西…宅地、南…市道、宅地、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>この件につきまして補足説明をいたします。</p> <p>申請者は、隣地の農地を取得し、自己及び家族が所有する車の駐車場として転用を行うものです。転用する農地は、地形的に傾斜地に接していることから、法面保護等の理由により実際に使用できる有効面積は425㎡程度となります。</p> <p>また、周辺等は住宅が連たんすることから駐車場として利用できる土地が少なく、今回の転用申請に至ったものです。</p> <p>番号21号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟105.58㎡、庭敷地等361.42㎡、東・北…他人畑、西…市道、南…貸人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号22号、所有権移転、売買、建売住宅、住家4棟250.88㎡、通路91.00㎡、庭敷地等641.12㎡、東…他人田、西…渡人田、南…市道、北…水路、境界…コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、15番委員お願いします。

1 5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号23号、所有権移転、売買、宅地分譲、宅地分譲379.00㎡、東…水路、西…宅地、他人田、南…水路、北…宅地、境界…コンクリート擁壁、雨水…自然流下。</p> <p>番号24号、所有権移転、売買、宅地分譲、宅地分譲172.00㎡、道路18.00㎡、東…宅地、西・南…他人田、北…里道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、松元支所から西に200mに位置する第三種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。</p> <p>申請地内の道路部分については、農地整備課へ譲渡予定であり、現在農地整備課と協議中です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号18号は第1種、それ以外は、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「16番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、16番委員どうぞ。</p>
1 6 番 委 員	<p>13ページの番号11ですが、所在地は一緒なんです、なぜ2段に書いてあるのか、何か理由があるのでしょうか。</p>
伊 敷 支 局	<p>転用面積が345㎡につきましては、家を建てる部分でございまして、61㎡は、通路部分で、分筆登記をするということで分けてございます。</p>
1 6 番 委 員	<p>わかりました。</p> <p>14ページの番号14ですが、寄宿舍2棟とありますが、この寄宿舍というのは、どういうものですか。定義がありますか。</p>
吉 野 支 局	<p>寄宿舍と申しますのは、建築基準法の方で、分類されている呼び方でございます。一般的には、グループホームと言われているものでございます。この2棟と申しますのは、高齢者用と女性用で、障害者ということで、平屋建てで、部屋数は7室程計画されております。</p>

1 6 番 委 員	<p>建築指導課の中で、そういう呼び方があるのですか。一般的に単なる建物というようにことであれば、寄宿舍とは書かないでしょうけれども、寄宿舍とこういうふうに書かれると、障害者用というふうに我々は判断していいのかどうか、その辺のところはどうでしょうか。</p>
吉 野 支 局	<p>建物の分類ですけど、建築基準法の中で施行令というのがございますが、それで、寄宿舍以外のものを申し上げますと、下宿、ホテル、旅館、公会堂、集会場、劇場、映画館、博物館、美術館、体育館、水泳場とそういった呼び方で分類のされております。</p>
1 6 番 委 員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」24件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、農地区分が第1種農地である番号18号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>

議題5. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件

19ページ～24ページ 16件

<p>議 長</p>	<p>次に、議題5.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」を審議します。</p> <p>まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>22ページ、番号11号につきましては、2番委員自身が役員の農地所有適格法人が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、2番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>(2番委員離席後)</p> <p>それでは、番号11号につきまして、委員の皆さんには、お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題5.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」番号11号につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、2番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(2番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。</p> <p>伊敷、吉野、吉田、松元、郡山地区に合意解約の通知が出ております。委員の皆さんには、お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「16番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、16番委員どうぞ。</p>
<p>16番委員</p>	<p>解約申入日、解約成立日、土地引渡日、これが同じ日だというのが何件かあるのですが、こういう事態は何も問題はないということによろしいですか。</p>

事務局	これにつきましては、18条6項の解約通知を農業委員会の方に提出されまして、それに添付している書類で合意解約書というのが付いております。いきさつはどうか分かりませんが、解約の申し入れをし、それに合意され、解約が成立し、いつまでに引き渡すということで、双方が合意されているということでありますので、書類上は何も問題ないか考えているところです。
16番委員	わかりました。 23ページの番号12ですが、借受人は、農地中間管理機構と全く同じだということだと思いますね。
議長	鹿児島県は、地域振興公社が、農地中間管理機構となります。
16番委員	わかりました。
議長	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。  〔「異議なし」の声あり〕  それでは、議題5。「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」15件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。
<b>議題6. 非農地認定に関する件 25ページ～27ページ 5件</b>	
議長	次に、議題6。「非農地認定に関する件」を審議します。 まず、本庁、16番委員お願いします。
16番委員	ご報告します。 番号1号、調査結果：住家4棟、うち3棟46年経過、うち1棟45年経過、現況宅地。 以上です。
議長	次に、喜入、8番委員お願いします。
8番委員	ご報告します。 番号2号、調査結果：11754-1、11765：杉、約30年経過、現況山林。11754-2、11844：杉、約20年経過、現況山林。 番号3号、調査結果：雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。 番号4号、調査結果：9780：雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。9981：雌竹、雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。 番号5号、調査結果：雌竹、雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。 以上です。

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「非農地認定に関する件」5件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>
<b>議題7. 農地利用変更届出に関する件</b> <b>28ページ 1件</b>	
議 長	<p>次に、議題7.「農地利用変更届出に関する件」の1件ですが、先程、議題3と併せて審議が終了しております。</p>
<b>議題8. 農用地利用集積計画に関する件</b> <b>29ページ～38ページ 20件</b>	
議 長	<p>次に、議題8.「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。</p> <p>33～34ページ、番号3～5、38ページ、番号20号につきましては、7番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、7番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>(7番委員離席後)</p> <p>それでは、番号3～5、20号につきまして、事務局から報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。</p> <p>33ページをご覧ください。</p> <p>番号3号、2筆で、地目：田、面積788.00㎡、権利の種別：使用貸借権、設定期間6年、区分：新規。</p> <p>番号4号、地目：田、面積626.00㎡、権利の種別：使用貸借権、設定期間6年、区分：新規。</p> <p>34ページをご覧ください。</p> <p>番号5号、地目：田、面積626.00㎡、権利の種別：使用貸借権、設定期間6年、区分：新規。</p> <p>38ページをご覧ください。</p> <p>番号20号、地目：畑、面積349.00㎡、権利の種別：賃借権、設定期間3年、区分：新規。</p> <p>平成30年2月28日公告予定です。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題８．「農用地利用集積計画に関する件」の番号３～５、２０号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>次の案件の審議に入ります前に、７番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>（７番委員着席後）</p> <p>それでは、審議に戻ります。残りの１６件及び先ほどの４件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p>
-----	--

<p>事 務 局</p>	<p>議題 8. 「農用地利用集積計画に関する件」について、只今の分も含めまして、ご説明申し上げます。</p> <p>29 ページをお開きください。</p> <p>「議案第 7 号」農用地利用集積計画（利用権設定等）調書で、平成 30 年 2 月 28 日公告予定です。</p> <p>今回の利用権設定につきましては、使用貸借権 8 件 7, 629.00㎡、全て新規、賃借権 12 件 11, 564.00㎡、うち新規 10 件 9, 623.00㎡、合計 20 件 19, 193.00㎡、うち新規 18 件 17, 252.00㎡となっております。</p> <p>次に 30 ページをお願いします。</p> <p>これは、前ページで説明いたしました使用貸借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間 5 年から 10 年未満が 4 件、3 年、5 年が各 2 件となっております。</p> <p>次に 31 ページをお願いします。</p> <p>これは、29 ページで説明いたしました賃借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間 5 年が 7 件、3 年が 3 件、5 年から 10 年未満、10 年が各 1 件となっております。</p> <p>次に 32 ページをお願いします。農用地利用集積計画総括表です。</p> <p>下の合計欄をご覧ください。筆数は、使用貸借権 10 筆、賃借権 16 筆、計 26 筆。面積は、田 11, 852.00㎡、畑 6, 747.00㎡、樹園地 594.00㎡、計 19, 193.00㎡うち更新分は、1, 941.00㎡です。</p> <p>利用権等の設定をする者及び受ける者は 20 人。うち更新分は 2 人となっております。</p> <p>次に 33 ページから 38 ページまでは先ほど説明しました農用地利用集積計画総括表の使用貸借権、賃借権、所有権の内容です。</p> <p>記載事項は、利用権の設定を受ける者、設定する者、土地の所在地、権利の種類、始期、終期、10a の賃借、全体の賃借、耕作面積、区分等についての調書です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 8. 「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>

<b>議題 9. 相続税の納税猶予に関する件</b> <b>39ページ 1件</b>	
議 長	次に、議題 9. 「相続税の納税猶予に関する件」を審議します。 それでは、谷山、9 番委員お願いします。
9 番 委 員	39ページをお開きください。 相続税の納税猶予の証明に係るものでございます。 相続開始年月日は、平成14年5月7日でございます。 申請人は被相続人の子でございます。今回が6回目の発行でございます。 申請は、平成30年1月26日に提出され、2月15日に、12番委員、私、事務局職員4名の計6名で現地を調査いたしました。 今回、調査いたしました特例適用農地の1と2は田、3は畑でありました。 1は、麦を作付中でありました。2は、水稻作付予定で、3は、ブルーベリー、ハッサク、ビワ、クリを植付け中でありました。 従いまして、番号1の各特例適用農地において、申請者が農業経営を行っておりますので、「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の発行については支障のないものと判断いたしましたところでございます。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。  〔「異議なし」の声あり〕  それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 9. 「相続税の納税猶予に関する件」1件につきましては、原案どおり決定することにいたします。
<b>議題 10. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件</b> <b>別冊資料 2 1件</b>	
議 長	次に、議題 10. 「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料 2 です。 それでは、喜入、8 番委員お願いします。
8 番 委 員	ご報告します。2ページです。 3. 変更後の用途、一般住宅 4. 現況、申出地は、喜入瀬々串町浜田地区にあり、喜入支所から北西へ約5kmに位置し、東側は里道、市道、西・南側は里道、北側は他人畑に接している。 5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書の通りで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。 以上です。

議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題10。「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」1件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<b>議題11. 農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件 別冊資料2 2件</b>	
議 長	<p>次に、議題11。「農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。 それでは、吉田、14番委員お願いします。</p>
14番委員	<p>ご報告します。6ページです。 3. 変更後の用途、牛糞メタン発酵処理施設 4. 現況、申出地は、本名町都迫地区にあり、吉田支所から西へ約2.5kmに位置し、東・南側は水路、西側は水路・里道、北側は他人田に接している。 5. 意見、市長部局による用途区分変更理由及び要件別検討結果は別紙調書の通りで、変更後の用途は牛糞メタン発酵処理施設であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。 次に、10ページです。 3. 変更後の用途、牛糞メタン発酵処理施設 4. 現況、申出地は、本名町都迫地区にあり、吉田支所から西へ約2.5kmに位置し、東・南側は水路、西側は水路・里道、北側は他人田に接している。 5. 意見、市長部局による用途区分変更理由及び要件別検討結果は別紙調書の通りで、変更後の用途は牛糞メタン発酵処理施設であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。 以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「16番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、16番委員どうぞ。</p>

1 6 番 委 員	牛糞メタン発酵処理施設というのは、建物ができるのですか。どんな施設になるのですか。
農 政 総 務 課	建物としては、牛糞メタンの処理施設を、バイオマスエンジン等を含めた発酵草とかを入れた処理施設を作る計画となっております、実際ここでは、家畜糞尿や食品残渣といった有機物を原料として、発酵させて、メタンを発電させるプラントを建設して、そこで酪農業をしている業者が、管理をするという形で、建設する予定となっております。
1 6 番 委 員	建物を作るということだと思いますけど、何㎡位のものを作るのか。その建物を作るのであれば、当然地目の変更もしなければならないと思いますが、そういう手続きも必要なかどうか。用途区分変更をいうことで、除外を違うわけですが、番号1の一般住宅の場合は、除外をするということになっています。同じ建物であっても除外でなく、用途区分変更になるというその境目がわからないので、そこはどうやってわけるのでですか。
農 政 総 務 課	この施設については、農振法の施行規則の第1条で、農業用施設にあたるということでありまして、農業用の廃棄処理施設ということで、用途区分変更で対応する形になっております。
1 6 番 委 員	5条許可申請はするのですか。
1 5 番 委 員	今までのやり方では、まず、除外、用途区分変更ができるかできないか。除外、用途区分変更ができたなら、図面等を準備して、申請するのですから、今回は、除外、用途区分変更を認めるか認めないかという審議だと思います。
1 6 番 委 員	用途区分変更を認められれば、5条申請は許可になりますか。
事 務 局	農地の転用につきましては、農業用施設ということで、用途区分変更が認められた場合、原則として農用地区域内の転用は認められないのですが、農用地区域内であっても、農業用施設用地ということで、用途変更がなされた場合、そこに用途区分変更目的であった農業用施設が建設されるということで、転用許可申請が出された場合は、例外としまして、農用地利用計画において、指定された用途に供する場合は、要件を満たせば、許可できるとなっております。
1 6 番 委 員	わかりました。
7 番 委 員	用途区分変更については、面積要件がございますか。
農 政 総 務 課	計画の中で、必要最小限の計画で出しているということ、こちらは理解しております。
7 番 委 員	2番と3番とありますが、なぜ1件で申請しないのですか。

農政総務課	2番と3番があるのは、譲渡人がそれぞれ違うからです。
7番委員	わかりました。
議長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題11. 「農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件」2件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<b>議題12. 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に係る承認申請に関する件 別冊資料3 1件</b>	
議長	<p>続きまして、議題12. 「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に係る承認申請に関する件」を審議します。別冊資料3です。</p> <p>それでは、喜入、17番委員お願いします。</p>
17番委員	<p>ご報告します。別冊資料3の1ページをお開きください。</p> <p>3. 貸付け農地の名称等  名称：喜入瀬々申農園  区画数：①20区画（1区画35㎡） ②5区画（1区画45㎡）  利用料：①1区画当たり年額2,500円 ②1区画当たり年額3,500円  貸付期間：1年</p> <p>4. 承認検討内容、  申請者は、平成30年2月2日に、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条第2項第5号イの規定に基づき、鹿児島市との間で貸付協定を締結済である。</p> <p>申請地は、喜入支所から北西へ約5.2kmにあり、周辺状況は、住宅地に隣接する地域である。</p> <p>登記地目が畑で、調査した結果、現在耕作中の土地である。</p> <p>また該地は住宅地に隣接しているため、近隣の市民が身近に農作業の体験等を行うに適した場所・規模である。</p> <p>貸付規程は、別紙のとおりであり、申請地の位置、面積等に問題はなく、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の要件を満たしており、承認すべきと考える。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題12. 「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に係る意見書に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<p><b>議題13. 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について</b> <b>別冊資料4 104件</b></p>	
議 長	<p>次に、議題13. 「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について」を審議します。別冊資料4です。 まず、谷山、9番委員お願いします。</p>
9 番 委 員	<p>ご報告します。2ページです。 調査筆数：15筆、現況確認日：平成30年1月26日、農地・非農地の判断結果：杉、檜、孟宗竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。 以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、伊敷、7番委員お願いします。</p>
7 番 委 員	<p>ご報告します。3ページです。 調査筆数：10筆、現況確認日：平成30年1月25日、農地・非農地の判断結果：杉、孟宗竹・唐竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。 以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、吉野、17番委員お願いします。</p>
1 7 番 委 員	<p>ご報告します。4ページです。 調査筆数：3筆、現況確認日：平成30年1月15日及び平成30年2月16日、農地・非農地の判断結果：3筆が杉、唐竹・雑木自然繁茂、現況山林により非農地、3筆が不耕作で農地と判断いたしました。 以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、東桜島、11番委員お願いします。</p>

1 1 番 委 員	<p>ご報告します。5ページです。</p> <p>調査筆数：13筆、現況確認日：平成30年1月15日、農地・非農地の判断結果：11筆が雑木自然繁茂、現況山林により非農地、2筆が不耕作で農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、吉田、14番委員お願いします。</p>
1 4 番 委 員	<p>ご報告します。6ページです。</p> <p>調査筆数：7筆、現況確認日：平成30年1月25日、農地・非農地の判断結果：雌竹・唐竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、桜島、2番委員お願いします。</p>
2 番 委 員	<p>ご報告します。7ページです。</p> <p>調査筆数：19筆、現況確認日：平成30年1月15日、農地・非農地の判断結果：唐竹、雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、喜入、8番委員お願いします。</p>
8 番 委 員	<p>ご報告します。8ページです。</p> <p>調査筆数：20筆、現況確認日：平成30年1月24日、農地・非農地の判断結果：杉、檜、雑木・雌竹自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、松元、15番委員お願いします。</p>
1 5 番 委 員	<p>ご報告します。9ページです。</p> <p>調査筆数：7筆、現況確認日：平成30年2月14日、農地・非農地の判断結果：杉、ゴキ竹・唐竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、郡山、6番委員お願いします。</p>
6 番 委 員	<p>ご報告します。10ページです。</p> <p>調査筆数：6筆、現況確認日：平成30年1月16日、農地・非農地の判断結果：杉、檜、孟宗竹・唐竹・ゴキ竹自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題13.「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について」、104件につきましては、調書のとおり判定することに決定いたします。</p>
<b>議題14. 平成31年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について 別冊資料5</b>	
議 長	<p>続きまして、議題14.「平成31年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について」を審議します。</p> <p>提案事項につきましては、先月の総会で協議してまいりましたが、今回は、最終的に提案を取りまとめていきたいと思っております。よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>別冊資料5の1ページをお開きください。</p> <p>議題14.「平成31年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について」でございます。</p> <p>先月の総会において中身を協議していただきました。その協議結果を踏まえ、2月の運営連絡会において整理をいたしましたので、再度今月協議をお願いし、最終的に鹿児島市からの提案事項として県農業会議へ報告したいと考えております。</p> <p>それでは、中身をご説明させていただきます。先月お示ししましたものと文言や取扱いが変更になった項目のみ説明することとし、変更のなかった項目につきましては、お目通しでございますようお願いいたします。</p> <p>提案事項1番 有害鳥獣被害対策については、修正はございませんでした。</p> <p>提案事項2番、3番は先月の総会で出された複数の提案をまとめることとなったため、修正されていますので、読み上げます。2ページをお開きください。</p> <p>提案事項2番 将来の農業を担う農業後継者等の育成・確保等について 農村地域では、農業従事者が高齢化、減少するとともに、集落を構成する人口も減少しており、農地の荒廃や担い手不足等による生産基盤の脆弱化等も進行している状況にある。</p> <p>また、これまでの個人経営型から集落営農へと移行しなければ農業者は減少し、それによる耕作放棄地の増加が予想される。</p> <p>国は、「農業次世代人材投資事業」により、45歳未満の担い手確保に懸命になっているが、なかなか事業効果が見えず、全国各地で担い手不足のため、農業従事者は減少しており高齢化も進んでいる状況である。</p> <p>このような中、幅広く意欲的な人材を育成確保・定着させるためにIターン、Uターン、定年退職者など45歳以上の意欲ある者を新規就農者や帰農者として活用を図るため、新たに「壮年新規就農支援金制度」の創設を検討すること。</p> <p>また、「農業次世代人材投資事業」は、独立・自営就農であることが要件であり、親</p>

元就農のままの後継者については、対象外となっている。

親元就農の後継者であっても農業のみで生計を維持するのは厳しい状況であるため、いったんは親元就農しても離農して、後継者とならない場合も多いことから、就農後の所得を一定期間補償するなど支援制度の見直しを検討すること。

このほか、農地中間管理機構による集落への農地集積のさらなる強化、高齢者が数人集まって作業ができるような農業施設を集落ごとに作る等、集落営農を推進できるような補助事業の導入を検討すること。

地理的表示（G I）保護制度の周知・特産品のP R・販路の確保等で農業収益の向上を図ること。

主な農産物の価格保障を行うとともに全ての農家への所得補償を行うこと。

3ページをお開きください。

提案事項3番 遊休農地の解消や発生防止に向けた農地等の基盤整備の推進等について

農地は、地域の特性を生かした安全安心かつ新鮮で良質な農産物を生産し、市民に安定的に供給するとともに、水源かん養、自然環境の保全及び、美しい景観の形成など多面的な機能を有している。

しかしながら、近年、農業者の高齢化や減少に伴い耕作放棄地が増加し、周辺の優良農地への影響も危惧される。

農業委員や農地利用最適化推進委員は、遊休農地の解消や発生防止に取り組んでいるが、土地改良事業により、ほ場整備を行ったが排水がきかなくなっている水田が出てきているほか畑や農道等も経年劣化が進み使用できない箇所も多い。これらの農地は、耕作しようにも効率が悪く受け手が敬遠し、利用権設定に結びつかない状況にある。

現在、補助事業等はあるものの一個人で導入できる補助事業等はなく、市に要望してもなかなか期待に答えてもらえない。

また、農道の雑草が繁茂し通行不能や火災が危惧されるが、高齢化した受益者による管理には、限界がある。

このような状況を踏まえ、農地がまとまっている地域の排水工事事業について、早急に国で再度の基盤整備を推進するよう検討すること。

耕作が容易な農地の周辺環境整備を行う必要があるため、改善の見込まれる小規模の区域についても、年次的に整備することを検討すること。

また、遊休農地化がこれ以上進まないためにも、中山間地域等直接支払制度等、現在導入している補助事業などを継続するとともに伐開等を含めた維持管理について対策を検討すること。

このほか、農地利用最適化推進委員の農地あっせん活動を基本とした意欲ある担い手を掘り起こすような施策を検討すること。

荒廃農地対策として、肥培管理がしやすいオリーブ等の植付等を行うことについて、奨励することを検討すること。

飼料米に補助金が拠出されるため増加傾向にあり、主食用米が減産に陥っているため主食用米の生産増に取り組んで頂きたい。に修正しております。

4ページをお開きください。

未相続農地の解消に向けての対策・検討についてですが、現在、国において農地法等の改正が検討されておりますことから、今後の国の議論の状況の推移を見守ることとし、今回は提出を見合わせたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

議	<p>長</p> <p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>内容を検討し、提案事項を整理したいと考えますが、皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。</p> <p>まず最初に、先月の総会で、大体基本的なことはまとめて、3点に絞られたわけです。その中で、1点は有害鳥獣被害対策についてということで、これは、全ての地域から出されていますので、このような文面に出そうということです。</p> <p>2点目は、③、④、⑤、⑨を一つにして、将来の農業を担う農業後継者等の育成・確保等についてということで、このようにまとめていただきました。</p> <p>3点目は、⑥、⑦、⑧、⑩を一つにして、遊休農地の解消や発生防止に向けた農地等の基盤整備の推進等についてということで、このようにまとめていただきました。</p> <p>文章は長いですが、皆様から出された意見を網羅していて、これでいいのではないかと思います。</p> <p>最後の未相続農地の解消に向けての対策・検討については、国会でいろいろ検討しているので、これは見守るといふことでよろしいのではないかと思います。</p> <p>この3点でよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、国への提案事項については、原案どおり決定します。また、後日「県農業会議」へ提案いたします。</p> <p>議題の審議は以上です。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p>
---	---

報 告 事 項	
<b>1. 法務局から照会のあった農地等の現況について</b> <b>40ページ～44ページ 5件</b>	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、谷山、9番委員お願いします。
9 番 委 員	報告します。40ページです。 照会日：平成30年1月18日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成30年1月30日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、41ページです。 照会日：平成30年2月1日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成30年2月7日 鹿児島地方法務局へ報告済。 以上です。
議 長	次に、吉野、17番委員お願いします。
1 7 番 委 員	報告します。42ページです。 照会日：平成29年2月9日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成30年2月21日 鹿児島地方法務局へ報告済。 以上です。
議 長	次に、吉田、14番委員お願いします。
1 4 番 委 員	報告します。43ページです。 照会日：平成30年1月24日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成30年1月31日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、44ページです。 照会日：平成30年1月26日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成30年1月31日 鹿児島地方法務局へ報告済。 以上です。
<b>2. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について</b> <b>45ページ～47ページ 13件</b>	
議 長	次に、報告事項2「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項3「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。

事 務 局	<p>45ページをお開きください。</p> <p>報告事項3 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は13件です。</p> <p>登記地目別では、田13筆、7,230.00㎡、畑26筆、16,501.44㎡となっております。取得した事由別数は、相続が13件。権利の種別は、所有権が13件。農業委員会によるあっせん等は、有が2件、無が11件となっております。</p> <p>46ページから47ページは、農地法第3条の3関係の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
<p><b>3. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について</b></p> <p><b>48ページ～57ページ 27件</b></p>	
事 務 局	<p>48ページをお開きください。</p> <p>報告事項3 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係は共同住宅が1件となっております。</p> <p>第5条関係では、多い順に一般住宅が21件、駐車場が3件、店舗等、その他が各1件、合計26件となっております。</p> <p>49ページは、4条関係1件、50ページから57ページは、5条関係26件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午前11時20分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>
事 務 局  議 長	<p>・平成29年度第12回総会（月例）開催日時は、 3月28日（水）午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p> <p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会（午前11時25分）</p>